

令和6年度 第2回伊予市自殺対策計画策定審議会

会議録

日 時 令和6年11月27日（水）午後2時～
場 所 伊予市保健センター2階 第1・2会議室
出席者 （会長）田中美和委員
（委員） 竹本厚良委員、水谷公宜委員、出来和人委員、坂田雅子委員、
西田洋一委員、相原勝委員、白石由起委員、東宏幸委員（代理：稲葉様）、
石井宗徳委員、空岡直裕委員
（事務局） 栗田計誠市民福祉部健康増進課課長、大谷香代子課長補佐、小倉直子係長、
辻岡智係長、野口羽奈主任、井上美里主任
（株）ジャパンインターナショナル総合研究所 栗鶴
中予保健所 中田
欠席者 中平洋子委員、
次 第 1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 審議事項
（1）第2次伊予市自殺対策計画（素案）
ア 第1章「計画策定の趣旨等」、第2章「伊予市の自殺を取り
巻く現状」及び第3章「計画の基本的な考え方」について
イ 第4章「施策の展開1～3」について
ウ 第4章「施策の展開4～7」について
エ 第5章「計画の推進体制」及び「資料編」について
（2）その他
5. 閉会

1. 開会
2. 会長あいさつ

（会長）

本日はご多忙の中、第2回伊予市自殺対策計画策定審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。ご案内のとおり、第1回にて審議いただきました第2次伊予市自殺対策計画につきまして、引き続き審議いただきたくお集まりいただきました。

本日の第2回審議会の内容を反映して、第2次伊予市自殺対策計画を市長に答申する予定になっております。つきましては、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。本日は何卒よろしくお願いいたします。

3. 審議事項

（会長）

それでは審議に入ります。お手元の次第に沿って進めてまいります。まず、（1）「第2次

伊予市自作対策計画（素案）」第1章「計画策定の趣旨等」、第2章「伊予市の自殺を取り巻く現状」及び第3章「計画の基本的な考え方」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

初めに、9月25日に開催しました令和6年度第1回伊予市自殺対策計画策定審議会において委員の皆様方からいただいたご意見と、中平委員から事前にいただいたご意見を踏まえ、修正した箇所等について幾つかご説明します。

計画素案2ページ、(2)「SDGsとの関連」については、17項目全てを掲載しました。

13ページのグラフは割合だけの掲載でしたが、n値を追加で掲載しています。

15ページ、上のグラフを下のグラフやほかの帯グラフと合わせて、左から順に問題なしの回答から問題ありの回答に流れていくよう統一しています。

17ページ、「④希死念慮について」、3つ目の●の20・30歳代が「働き盛り」「子育て世代」という表現を削除しています。

本日配布した差替え資料の①～④をご覧ください。計画素案の14、18、23、24ページのグラフについて、見やすさを重視して多い順に上から並べ替えています。差替え資料③の23ページのグラフは、【知っている相談窓口について】、「どれも知らない」と回答したものは知っている窓口の内訳と住み分けをするために、ほかのグラフと色を変えています。同様に差替え資料④のグラフも【自殺対策に関する啓発物について】、「見たことはない」と回答したのものについては、見たことのある印刷物の内訳と住み分けするためにほかのグラフと色を変えて表示しています。また、このグラフは前回審議会でお示ししていなかったグラフです。次にご説明する第3章の評価指標との関連から追加したグラフです。以上が修正箇所等についてのご説明です。

次に、前回の審議会でお示しできていなかった指標についてご説明します。素案40、41ページをご覧ください。3「基本理念の実現に向けた指標」です。こちらも差替え資料でご説明します。差替え資料⑤をご覧ください。黄色い網掛けの箇所を修正しています。「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」に向けてアンケートから取り出した評価目標と、取組から取り出した実施目標をお示ししています。評価目標は第4章の施策の展開でお示しする各取組を継続して実施することで達成できると考えています。また、その取組の目標を実施目標としています。全ての取組を反映した目標ではありませんが、ある程度、数値で見ることができるもの等を目標としており、代表的な目標と捉えていただければと思います。実施目標については、42ページに掲載した施策体系における7つある各重点施策について目標をお示ししています。また、各施策の実施目標を取組の順番と合わせるため入れ替えた箇所もありますので、差替え資料順で説明します。

差替え資料⑤、40ページの「評価指標」についてです。《生きる意欲を向上させる》こととして、①「こころと身体健康状態が良い人の割合」を増やす、②「自殺を考えたことがある人の割合」を減らす。《自殺対策に関する取組を広く周知する》こととして、①「悩みごとや心配ごとについて相談できる窓口をどれも知らない人の割合」を減らす、②「自殺対策に関する啓発物を見聞きしたことがない人の割合」を減らす、③「自殺対策計画の認知度・知名度」と、④「ゲートキーパーの認知度・知名度」を上げる、⑤「孤独を感じる児童・生徒の割合」を減らすことを目標としました。

「実施目標」については、《地域におけるネットワークの強化》として①「伊予市自殺対策計画策定審議会の開催回数」、②「伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議の開催回数」をいずれも年1回以上を目標としています。《自殺対策を支える人材育成と意識啓発》として、①「周知機会の設定回数」を自殺対策計画、ゲートキーパー共に増やす、②「市職員の

ゲートキーパー養成講座受講率」を増やす、③「自殺対策に関する研修会等の開催回数」を年1回以上開催する、④「相談窓口に関するチラシの配布箇所」を増やすことを目標としています。

差替え資料⑤41 ページをご覧ください。

《高齢者への支援》は、①「介護予防教室の参加者数」を増やす、②「老人クラブ数」を維持することを目標とします。

《生活困窮者への支援》は、①「生活困窮者自立支援事業の新規相談を受け、困窮者支援を行った件数」を増やすことを目標としています。

《勤務問題の解消に向けた支援》は、①「市職員向けメンタルヘルス等の研修実施回数」は年1回以上、②「働く人に向けた長時間労働やメンタルヘルスに関する記事の広報紙への掲載」については、現時点では掲載していないため、まずは掲載して、継続、そして増やすことを目標とします。③「商工会議所・商工会に登録している中小企業に対し、メンタルヘルスに関する情報を発信する」は、現時点では実施していないため、今後、発信、継続し、機会を増やすことを目標とします。

素案の42 ページをご覧ください。4「施策体系」は、基本理念、基本認識はお示しのとおりです。先にもご説明しましたとおり、7つの重点施策と各重点施策から1つないし2つの方向性をお示ししています。7つの重点施策については1～7のとおりです。

1点修正箇所があります。(1)「地域におけるネットワークの強化」のページ数が「44」とありますが、正しくは「43」です。

現行の計画では5つの基本施策と2つの重点施策をお示ししていましたが、第2次計画では人材育成と意識啓発を1つの柱とし、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を含め、「子どもや子育て家庭への支援」としています。また(7)「勤務問題の解消に向けた支援」は新しく追加した柱です。

以上が第1～3章の修正箇所等と、前回お示しできなかった指標や施策体系等の説明です。

(会長)

ただ今の事務局説明について、ご質問・ご意見はありますか。

では、次に第4章「施策の展開1～3」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

続いて第4章「施策の展開1～3」についてご説明します。まず43 ページをご覧ください。1「地域におけるネットワークの強化」です。【取組内容】は44 ページをご覧ください。

①「自殺対策について検討する場の設置」には2つの取組を挙げています。1つ目の「伊予市自殺対策策定審議会」は、来年度以降も毎年開催して、計画策定に当たる年度は複数回開催したいと考えています。2つ目は「伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議」です。

②「体制づくりと連携強化」には3つの取組を挙げています。1つ目は「市全体でいのちを守るための連携体制強化」です。皆様に資料として先にお送りしていた、A3の「市全体でいのちを守るための連携体制イメージ」をご覧ください。こちらはA3サイズのまま45 ページに折り込む形で掲載予定です。市民を中心に関係機関等が周りを囲むように存在して、関係機関同士が連携しながらあらゆる角度から市民を支えていくというイメージ図です。各機関の取組については、昨年度末にご提出していただいた取組シートから第2章の計画の取組状況(3)「生きる支援関連施策」についての箇所をまとめたものと、提出いただいたシート内での令和6年度以降の取組予定等について記載されたものを参考に、集約し

た形で掲載しています。こちらの内容について訂正・修正等がありましたら、事務局説明終了後にご意見等いただきたいです。

3つめの「住民自治活動の推進」は、住民が自主的かつ主体的に自治活動を展開することで、地域コミュニティがより成熟し、住民同士が支え合い・助け合えるという関係を促進することになり、地域住民の孤立を防ぐことにもつながるため、今回の計画に新たに追加した取組です。

46 ページ、2「自殺対策を支える人材育成と意識啓発」です。下部にゲートキーパーについての説明文を掲載しています。具体的な取組については47ページをご覧ください。①「人材育成」には3つの取組を挙げています。1つ目は市職員に対する「ゲートキーパー養成講座（庁内）」です。現行の計画期間内で受講している職員も含め、改めて全職員を対象とし、バージョンアップを図った講座内容として開催することとしています。今年度は現行計画の最終年度に当たりますので、対面式での講座受講を逃している職員に向けて12～2月にかけて動画視聴を案内予定です。2つ目は、民生児童委員や高齢者見守り員、一般市民を対象とした「ゲートキーパー養成講座（地域）」です。民生児童委員の任期は3年、高齢者見守り員の任期は2年のため、任期中に受講できるよう講座の日程を組む予定です。また市民に対しては周知啓発を図る場と捉えて、まずゲートキーパーについて知ってもらって、役割を理解した上でゲートキーパーとして対応できるよう講座を開催します。3つ目は「自殺対策に関する研修会等」です。研修会参加者にはアンケートを実施して、アンケート結果を基に翌年度の研修会の内容を検討して、より市民の関心の高いテーマでの研修会が開催できるよう努める予定です。また自殺対策計画について周知する機会とも捉えていますので、研修会の導入部分で自殺の現状と自殺対策計画についての説明時間を取ることを継続する予定です。

②「意識啓発」には3つの取組を挙げています。1つ目は、「チラシの配布」です。市民が自殺に対する正しい知識や相談窓口の情報を得られるように、各課を通じて関係機関へ配布するだけでなく、各課の事業に参加した市民に向けて配布してもらえよう各課への周知を積極的に行い、健康増進課からだけでなく各課から実施する教室や研修会等に合わせてチラシ配布の声が上がるようにしたいと考えています。2つ目は「広報紙・ホームページ等による啓発、周知」です。9月10～16日の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間等に合わせて、自殺予防に関する情報を周知し、市民の意識向上を図ります。相談窓口一覧を市ホームページに常時掲載し、簡単にアクセスできるように検索ワードの設定を工夫したり、トイレの個室などにQRコードを貼っておくなど、必要な情報が必要な人に届くよう、でき得ることを実施し、市民の関心度の向上と自殺予防の啓発に努めます。

48 ページ、3「生きることの促進要因への支援」です。下部にはこころの健康相談についての説明文と開催日程のQRコードを掲載しています。【取組内容】は49ページをご覧ください。①「心身の健康づくり」には3つの取組を挙げています。1つ目は「こころの健康相談」です。こころの悩みを抱えた市民に対して精神保健福祉士や精神科医等の専門家による相談の機会を提供し、不安の軽減を図り、適切な支援先につなげます。実施目標にもお示ししたとおり、年間を通して必要な市民に必要な相談機会が提供できるよう設定回数を維持します。3つ目は「文化・スポーツ活動の推進」です。文化活動やスポーツ活動は心身の健康につながる大切な活動であるため、今回の計画に新たに追加した取組です。生涯にわたって文化活動・スポーツ活動に親しむことのできる環境を提供することで、明るく活力に満ちあふれた生きがいのある生活を実現させます。

②「生きづらさを抱えている人への支援」には8つの取組を挙げています。1つ目は「自殺未遂者への支援」、2つ目は「自死遺族等への支援」です。自殺未遂者や自死遺族等への

支援については市単独では難しいのが現状ですので、愛媛県ほか関係機関の協力を得て支援体制を築くことができるよう努めたいと考えています。また、把握したケースについては、例えば自死遺族の場合は自死遺族の会につなげるなど、でき得る個別支援を実施したいと考えています。また市民課での死亡届出時に、自死遺族の会等の連絡先を含めて、身近な方を亡くされた方に対するチラシを配布することを現在検討中です。

50 ページ、上から 2 つ目は「成年後見制度利用支援事業」です。ここ数年、市長申立ての成年後見制度利用者がいない状態が続いています。必要な制度が必要な方に届いていない可能性もありますので、成年後見制度について広く周知啓発をおこなう必要があると考えています。その下の精神障がい者に対する「デイケア事業」、「精神障がい者家族懇談会」は、いずれも利用者が少ない状況ですので、必要な人が事業を利用できるよう周知に努めたいと思っています。

以上が第 4 章「施策の展開 1 ～ 3」の説明です。

(会長)

ただ今の事務局説明について、ご質問・ご意見はありますか。

(白石委員)

ゲートキーパーの養成について、以前、こういう事業に関わったときに、例えば理美容の方をゲートキーパーとして養成した記憶があります。核となる民生委員、高齢者の方以外に、ゆっくり話ができるような特定の業種の方をねらってもいいと思いますので、ご検討ください。

(会長)

ありがとうございました。ほかにご意見等ございませんか。

それでは、次の審議事項、第 4 章「施策の展開 4 ～ 7」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

続いて、第 4 章「施策の展開 4 ～ 7」についてご説明します。51 ページ、4 「子どもや子育て家庭への支援」です。52 ページ、①「子どもや若者への支援」には取組を 5 つ挙げています。1 つ目、「SOS の出し方に関する教育の実施」は、様々な困難やストレスに直面した際に信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう教育をおこなうこととしています。その教育の一環として、今年度、市と学校が協力して外部講師による講座を開催したのが港南中学校 1 校となっています。これを皮切りに、さらにほかの市内小中学校に広げて、協力していきたいと思っていますので、今年度中に校長会にて SOS の出し方に関する教育の事業説明をさせていただきたいと考えています。その後、来年の 4 月以降に各学校へ希望調査を取り、希望する学校には外部講師を派遣して講座を実施するという流れを想定しています。

52 ページの一番下、「子どもの居場所事業」は、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じ、支援する場として令和 5 年 6 月から子どもの居場所「おおぞら」を開設しており、今後も継続して実施していくこととなっています。

53 ページ、②「女性や子育て家庭への支援」には訂正があります。「差替え資料⑥P53」をご覧ください。変更になった点には黄色のマーカーが付いています。

差替え資料の 53 ページから素案の 54 ページにかけて 10 個の取組を挙げています。上か

ら3つ目、「妊娠期・産後うつ病等のスクリーニング」は、うつ病等のスクリーニングを妊娠期に1回、産後に2回実施し、産後うつ病や不安の強い妊産婦の早期発見、早期治療に努め、必要な支援につなげることとしています。このスクリーニング開催については先ほど実施目標でも申し上げたとおり、継続して実施していく予定です。

素案の54ページ、上から3つ目の「子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）」は令和6年1月から開始となった新規事業です。保護者が病気、事故、災害等の家庭の事情や社会的な理由により緊急一時的に児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切におこなうことができる施設において養育・保護をおこなうこととしています。

55 ページ、5「高齢者への支援」です。下部に地域包括支援センターの紹介文を入れています。

56 ページ、①「認知症・介護予防に向けた支援」には6つの取組を挙げています。2つ目の「一般介護予防事業」は高齢者に対し、介護予防教室を開催し、参加者に自殺対策の啓発を行おこない、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげる取組です。この前提として介護予防教室に参加してもらうこと自体が孤立を防ぐとも考えていますので、参加者を増やすことを実施目標に挙げています。

57 ページ、②「高齢者の社会活動と安全確保に向けた支援」には6つの取組を挙げています。1つ目の「老人クラブ活動育成事業」は、参加者に対し、自殺対策の啓発を行い、支援が必要な高齢者の早期発見に努め、個別の支援につなげる取組です。先ほどと同様、孤立を防ぐ意味でもより参加してもらいやすいようクラブ数の維持を実施目標に挙げています。

58 ページ、6「生活困窮者への支援」です。下部に伊予市社会福祉協議会の紹介文を入れています。

59 ページ、①「生活困窮者の早期発見と相談対応」には3つの取組を挙げています。2つ目の「生活困窮者自立支援事業」は、心身の状況、地域社会からの孤立といった様々な問題を察知し、生活困窮の状況に応じた支援が、包括的・早期的に行われるよう関係機関等と連携し情報の共有化を図り、支援の幅を広げる取組です。この支援自体が行き届くためにも、実施目標として新規相談を受け困窮者支援をおこなった件数を増加させることを目標に挙げています。

60 ページ、7「勤務問題の解消に向けた支援」です。下部に厚労省の「こころの耳」という働く人向けのメンタルヘルスに関するサイトの紹介文を入れています。

61 ページ、①「勤務問題の解消に向けた支援」には3つの取組を挙げています。3つ目の「市内企業への情報提供と働きかけ」は、今回新たに追加した項目です。市広報紙に、長時間労働やメンタルヘルスについての記事を掲載して、周知啓発を図ることと、商工観光課より伊予商工会議所、双海中山商工会及び各事業所への情報提供や勤務問題解消に向けた働きかけをおこなうこととしています。

(会長)

何かご意見はありますか。

それでは、「第5章 計画の推進体制」及び「資料編」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「第5章 計画の推進体制」についてご説明します。62 ページ、1「計画の周知」については、一人でも多くの市民に自殺対策への関心を持っていただき行動に移していただける

よう、ホームページへの掲載のほか、本計画のダイジェスト版冊子の配布、市民向け健康教室の機会に合わせた計画の概要説明等により周知を図ります。また当課からだけでなく他課や関係機関が実施する事業や教室等でもダイジェスト版冊子の配布を予定しています。

2「推進体制」は庁内における関係部課長で構成される「伊予市自殺対策計画推進庁内検討会議」を設置し、本市における総合的な自殺対策の検討をおこなうと共に、市内関係者等で構成される本審議会を開催し、関係機関等の連携による対策検討や各分野における取組の推進に努めます。

63 ページ以降は「資料編」となっており、63～65 ページは1「自殺対策基本法」の条文、66 ページは2「伊予市自殺対策計画策定審議会条例」、67 ページには3「伊予市自殺対策計画策定審議会委員名簿」を記載しています。68～70 ページには4「相談窓口について」記載しています。相談内容ごとに連絡先をまとめています。

69 ページ、2つ目の「福祉に関する相談窓口」の右側に記載している「伊予市障害者相談支援センター」は、庁内検討会議で他課より情報提供いただきましたので追加しています。

(会長)

ただ今の事務局説明に対して、ご質問、ご意見はありますか。

(空岡委員)

周知に関して、この計画書はダイジェスト版も合わせてどれくらい印刷して、具体的にどういったところに配布して活用するのでしょうか。冊子の中にも、例えば 58 ページや 48 ページに出てきますが、QR コードを活用した周知の工夫も必要かと思いますが、そういった活用例をほかにお持ちでしたら教えてください。

(事務局)

今のところ計画冊子を 150 部、ダイジェスト版を 500 部印刷予定です。計画冊子の配布先は審議会委員の皆様、庁内全課、「市全体へのいのちを守るための連携体制イメージ」に掲載している関係機関、関係団体の代表者、そのほか他課が配布を望む関係機関等を考えています。ダイジェスト版は基本的に市民対象と考えています。民生児童委員や高齢者見守り員、いよし健康づくりの会、食生活改善推進協議会などの定例会や、健康増進課で実施する健康教室等での説明に使用することを考えています。部数に限りがあるので、できれば業者からデータ提供してもらい、適宜更新をかけながら、ダイジェスト版が配布終了になったあともこちらで印刷をかけて最新のものを皆さんにお届けできるように考えています。

QR コードについては、例えばダイジェスト版に付けておいて、計画についてもっと知りたいと思った方には市のホームページなど直接計画冊子が見られるページに飛べるような形で活用したいと現時点では考えています。

(空岡委員)

先ほどの説明でありましたように、この計画書は基本的に作ってしまったら終わりというところがあります。計画期間終了までにいろいろな情報を更新ということを言われたので、冊子の発行部数を少し少なめに設定されておくのもいいかと思います。データやホームページ等で適宜更新していただき、冊子の内容があまり古くならない工夫をしていただきたいと思います。

(会長)

ほかに何かありますか。それでは次第(2)「その他」、委員の皆様から何かご意見はありますか。

(竹本委員)

私たちの会の中でいろいろな活動をするときには計画の周知が一番基礎になるので、周知・広報を重要視していただきたいです。

(水谷委員)

愛媛産業保健総合支援センターの水谷です。自殺未遂者への支援という、一番自殺の対策に近いというか、防がないといけない方へのアプローチというデリケートなところに、どのように働きかけていったらいいかと思っているところです。自殺を考えている方はこの計画をまず読まないと思います。ダイジェスト版を広く周知しデータを更新していくことは良いことだと思いますので、今後、取り組んでいただければと思います。センターは働く方、事業所が対象ですので、若年者や管理者への教育等も行っていますが、そういった間接的なところでも支援ができればと思っています。

(出来委員)

社会福祉協議会事務局長の出来です。社会福祉協議会では生活困窮者の相談を受けてはいるのですが、本当に困っている人の相談に迅速に対応したくてもできない状況が生まれる場合もあります。経済的な相談にすぐに一本化して対応できるような環境を生み出せたらと考えていますが、難しい問題です。

(坂田委員)

地域包括支援センターの坂田です。私どもも日々高齢者やその家族からいろいろな相談を受けています。このまま長生きを続けるのはしんどいから早くお迎えが来てほしいという、生きがいのない高齢者がたくさんいらっしゃる中で、そういう方たちが少しでも生きがいを持って生き生きと暮らせるように、これからも支援していきたいと思っています。

(西田委員)

伊予商工会議所の西田です。今、人材確保の面や、経費的な面での生産性の向上ということで、健康的な環境の中で労働に励んでもらう環境づくりに非常に力を入れている経営者が増えてきています。身体的、メンタル的な面に対する意識向上に経営者が自ら取り組んでいることはすごく良い方向ではないかと思っています。しかし、個人事業主や家族経営、中小企業ではそういう意識がまだまだ低いところもありますので、今回の取組にもありますように会員向けの情報提供や、定期的にメール配信している会報などを通して健康経営に力を入れていきたいと思っています。

(相原委員)

校長会です。学校教育において、「いのちを守る」というのは最大に守らなければならない事項だと思います。世界的に見ても子どもたちのウェルビーイング、いわゆる幸福度は先進国の中で日本は低いです。原因としてはやはりいろいろな環境があると思いますが、心因的な理由で学校に行きにくい子どもたちも、全国的にも本市においてもどんどん増えています。そういう状況の中で、学校現場だけでは囲いきれないところが当然ありますので、学

校においても関係機関との連携や、家庭環境を見守っていくところがすごく大事なところですので、今回の資料がうまく活用できればと思っています。ＳＯＳ対応の教育等も大事な部分ですので、校長会としてもぜひお願いしていききたいと思います。

（白石委員）

次期計画にはとても期待しています。よくほかの市町に出向いたときに言われるのが、県の計画を立てているときにも、産業分野やいろいろなところにお声掛けをすると、「うちは自殺対策ということはしていません」というような発言があります。この計画の趣旨は生きることへの支援、自殺に追い込まないということなので、各課のいろいろな事業が実際に生きることへの支援につながっているということを、庁内連携や、ここにご参集いただいている委員の皆様から発信していけたらと思っています。

各委員が大変心強いので、それぞれの委員の立場で伊予市の計画の推進になることについては積極的に取組を進めていきたいと思っています。

（東委員代理稲葉様）

伊予警察署です。私も普段、警察相談という形で市民の方の窓口相談を担当しています。警察やこちらに載っている相談窓口にかけてこられる人はまだましで、ここにすらたどり着けない方たちをいかにすくい上げるかが最大の問題点なのかと思っています。昨今叫ばれているＳＮＳの活動等も含め、いかに広く周知するかということがこれからの課題かと思っています。

（石井委員）

伊予消防署の石井です。私たち職を持っている者は企業の中で割と手厚く、こころの病や悩み相談の窓口、カウンセリングを受けるような方策、ラインが確立されているところが多いと思いますが、自殺のグラフなどを見ると高齢者や無職の方が多いと思います。そういった患者さんに救急隊は直面することが多いですが、相談できる手段を知ることが大事だと思います。今回の指針でチラシの配布箇所を72カ所より増やすと掲げられていますが、チラシやシール、ポップなど、デザインも工夫されて、置き場所もコンビニや皆様の利用する温泉施設、ガソリンスタンドなど、目に付く手段を考えていくといいと思います。

（空岡委員）

ここまでの議論、またこの2次計画にかける皆様からの期待やご要望、ご意見を踏まえて、特にこの「いのちを支える」という、いのちの尊さというところを、私どもが事務局としてどう生かしていけるか考えています。私どもの窓口は幅広い年代の方、子どもから高齢者まで全ての方を担当させていただいています。先ほどのような発言もないわけではないですが、こういった庁内での議論の中で担当者自身の考えも変わっていきます。取組についても、従来の反省も踏まえて次に生かしていくことが一番大事かと思っていますので、市民の方に幅広く知っていただき、皆様の各分野からのご意見も踏まえた活用、そして何より皆様のご協力を得て、この計画が本当に最低限生かされることを目指して取り組んでまいります。引き続きご指導ご鞭撻をお願いいたします。

（会長）

私も自殺対策には素人で申し訳ありません。皆様のお話を聞かせていただいて、やはり孤立化させないためにどうするかということが一番問題だろうと思います。医師会としても

来年度くらいにまた外部の精神科の先生の講演を企画したいと思います。

ほかにご意見はございませんか。それでは、本日いただいたご意見等の反映と確認については、日程等の都合もありますので、会長と事務局に一任していただいてよろしいですか。

(一同)

異議なし

(会長)

以上で予定の審議事項は終わりました。事務局に進行をお返しします。

(事務局)

おかげをもちまして、無事審議いただきましたこと御礼申し上げます。1月8日に市長の答申、意見公募を経て3月中に第2次伊予市自殺対策計画を策定したいと考えています。委員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご審議いただき誠にありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

午後3時 閉会